

弁護士報酬基準

あいぎ法律事務所（H26.1.6 施行）

第1 弁護士費用の種類

1 法律相談料

依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価

2 着手金・報酬金

(1) 着手金

事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価（報酬の内金ではなく、手付金とも異なります。）

(2) 報酬金

事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価

(3) 事件等の対象の経済的利益の額を基準として算定し、経済的利益が算定不能のときは、800万円を標準とします。

(4) 事件等の内容（難易，軽重，処理に必要な手数の繁簡，依頼者の受ける利益等），調停後の訴訟や上訴など引き続いて事件受任する場合か否か，保全・執行等の付随事件か否か等の各種事情を考慮し，適正妥当な範囲で増減額いたします。

3 手数料

原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価

4 実費等

弁護士報酬とは別に，収入印紙代，郵便切手代，謄写料，交通通信費，宿泊料，保証金，保管金，供託金，その他委任事務処理に要する費用

(1) 事前に概算をお預かりさせていただくか，又は事件終了時まで事務所にて立て替え，終了時に清算させていただきます。

(2) 交通費，宿泊費は社会通念上妥当な金額とし，概ね以下のとおりとします。

- ・新幹線を利用する場合は指定席料金
- ・宿泊費用としては1万円程度

5 日当

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価

6 顧問料

契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価

第2 民事事件

1 法律相談料等

- (1) 法律相談料 30分ごとに、5,000円
- (2) 書面による鑑定料
10万円～30万円
事案が複雑又は特殊な事情がある場合は、増額します。

2 訴訟（非訟・家事審判・行政審判等・仲裁）事件

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を超え3,000円以下の部分	5%	10%
3,000万円を超え3億円以下の部分	3%	6%
3億円を超える部分	2%	4%

※ 事件等の内容により、30%の範囲内で増減額します。
着手金は、10万円を最低額とします。

3 経済的利益について

- (1) 金銭債権
債権総額（利息および遅延損害金を含む。）
- (2) 将来の債権
債権総額から中間利息を控除した額
- (3) 継続的給付債権
債権総額の10分の7の額
ただし、期間不定のものは、7年分の額
- (4) 賃料増減額請求事件
増減額分の7年分の額
- (5) 所有権
対象たる物の時価相当額
- (6) 占有権，地上権，永小作権，賃借権および使用借権
対象たる物の時価の2分の1の額
ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- (7) 建物についての所有権に関する事件
建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
建物についての占有権，賃借権および使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- (8) 地役権

- 承役地の時価の2分の1の額
- (9) 担保権
被担保債権額
ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- (10) 不動産についての所有権，地上権，永小作権，地役権，賃借権および担保権等の登記手続請求事件
(5)号，(6)号，(8)号および前号に準じた額
- (11) 詐害行為取消請求事件
取消請求債権額
ただし，取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは，法律行為の目的の価額
- (12) 共有物分割請求事件
対象となる持分の時価の3分の1の額
ただし，分割の対象となる財産の範囲または持分に争いのある部分については，争いの対象となる財産または持分の額
- (13) 遺産分割請求事件
対象となる相続分の時価相当額
ただし，分割の対象となる財産の範囲および相続分について争いのない部分については，その相続分の時価相当額の3分の1の額
- (14) 遺留分減殺請求事件
対象となる遺留分の時価相当額
- (15) 金銭債権についての民事執行事件
請求債権額
ただし，執行対象物件の時価が債権額に達しないときは，(1)号の規定にかかわらず，執行対象物件の時価相当額（担保権設定，仮差押等の負担があるときは，その負担を考慮した時価相当額）

4 調停及び示談交渉（裁判外の和解交渉）事件

- (1) 上記2項に準じます。ただし，事情により3分の2に減額することができます。
- (2) 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は，この規定に特に定めのない限り，上記2項又は下記9項により算定された額の2分の1とします。
- (3) 示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，この規定に特に定めのない限り，上記2項又は下記9項により算定された額の2分の1とします。
- (4) 着手金は，10万円を最低額とします。

5 保全命令申立事件等

- (1) 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は，上記2項により算定された額の2分の1とします。ただし，審尋又は口頭弁論を経たときは，同項の規定により算定された額の3分の2とします。
- (2) (1)号の事件が重大又は複雑であるときは，上記2項により算定された額の4分の

- 1の報酬金を受けることができます。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同項により算定された額の3分の1の報酬金をお支払いいただきます。
- (3) (1)号の手続のみにより本案の目的を達したときは、(2)号の規定にかかわらず、上記2項に準じて報酬金をお支払下さい。
- (4) 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次の6項の規定を準用します。
- (5) (1)号の着手金及び(2)号の報酬金並びに(4)号の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別にお支払下さい。
- (6) 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とします。

6 民事執行事件等

- (1) 民事執行事件の着手金は、上記2項の2分の1とします。
- (2) 民事執行事件の報酬金は、上記2項の4分の1とします。
- (3) 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができます。ただし、着手金は上記2項により算定された額の3分の1とします。
- (4) 執行停止事件の着手金は、上記2項の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同項の規定により算定された額の3分の1とします。
- (5) 前号の事件が重大又は複雑なときは、上記2項により算定された額の4分の1の報酬金をお支払下さい。
- (6) 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万円を最低額とします。

7 示談交渉事件を除く契約締結交渉

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	2%	4%
300万円を超え3,000円以下の部分	1%	2%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を超える部分	0.3%	0.6%

※ 事件等の内容により、30%の範囲内で増減額します。
着手金は、10万円を最低額とします。

8 督促手続事件

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	2%
300万円を超え3,000円以下の部分	1%
3,000万円を超え3億円以下の部分	0.5%
3億円を超える部分	0.3%

※ 事件等の内容により、30%の範囲内で増減額します。

着手金は、5万円を最低額とします。

訴訟に移行したときの着手金は、上記2項又は下記9項により算定された額と督促手続事件としての算定された額との差額とします。

督促手続事件の報酬金は、上記2項又は下記9項により算定された額の2分の1とします。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をした場合に限りです。

金銭等の具体的な回収をするために、民事執行事件を受任するときは、その着手金として上記2項の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同項の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ別途お支払下さい。

9 手形・小切手訴訟事件

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4%	8%
300万円を超え3,000円以下の部分	2.5%	5%
3,000万円を超え3億円以下の部分	1.5%	3%
3億円を超える部分	1%	2%

※ 事件等の内容により、30%の範囲内で増減額します。

着手金は、10万円を最低額とします。

手形・小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、上記2項により算定された額と手形・小切手訴訟事件として算定された額との差額とし、その報酬金は、上記2項を準用します。

10 離婚事件

離婚事件の内容	着手金	報酬金
離婚調停・離婚交渉事件	30万円	30万円
離婚訴訟事件	40万円	40万円

※ 離婚の調停・交渉から引き続き訴訟を受任するときの着手金は、上記の2分の1とします。

※ 財産分与・慰謝料などの財産給付を伴うときは、上記2項又は4項の額以下の適正妥当な額を加算します。

11 倒産整理事件

事件の内容	申告者の区分等	着手金
自己破産	事業者	50万円～
	非事業者	20万円～
民事再生	事業者	100万円～
	非事業者	30万円～
	小規模個人再生事件 給与所得者等再生事件	20万円～

12 手数料

(1) 法律関係調査

基本 5万円～20万円

(2) 契約書作成

	経済的利益の額	手数料
定型	1,000万円未満	10万円
	1,000万円～1億円未満	10万円～30万円
非定型	300万円以下	10万円
	300万円を超え3,000万円以下	1%+7万円
	3,000万円を超え3億円以下	0.3%+7万円
	複雑又は特殊な事情がある場合	協議により定める額
	公正証書にする場合	3万円を加算

(3) 内容証明郵便作成

弁護士名の表示なし	3万円
弁護士名の表示あり	5万円
複雑又は特殊な事情がある場合	協議により定める額

(4) 遺言書作成

	経済的利益の額	手数料
定型	一律	10万円～20万円
非定型	300万円以下	20万円
	300万円を超え3,000万円以下	2%+17万円
	3,000万円を超え3億円以下	0.3%+38万円
複雑又は特殊な事情がある場合		協議により定める額
公正証書にする場合		3万円を加算

13 顧問料

- (1) 月額4万円以上
- (2) 顧問契約のプラン例

月額顧問料	顧問業務内容
40,000円	<ul style="list-style-type: none">・業務に関する法律相談・契約書等の書面チェック無料・相談等は電話・電子メール・FAXによる（出張相談なし）・1ヶ月の業務量目安：3時間程度・個別事件につき、弁護士費用の減額（10%）。
80,000円	<ul style="list-style-type: none">・業務に関する法律相談・契約書等の書面チェック無料・相談等は電話・電子メール・FAXの他、月1回程度の出張相談（交通費は別途必要）・1ヶ月の業務量目安：6時間程度・提携する「あいぎ特許事務所」所属の弁理士助言あり・個別事件につき、弁護士費用の減額（15%）。

14 日当

- (1) 半日（往復2時間を超え4時間まで） 3万円以上5万円以下
- (2) 1日（往復4時間を超える場合） 5万円以上10万円以下

15 その他

(1) 消費税

弁護士報酬には、消費税が別途必要となります。

(2) 弁護士報酬の対象となる事件の個数

弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた委任事務の範囲をもって1件とします。ただし、同一弁護士が引き続き同一事件の上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けます。

(3) 知的財産に関する事件の特則

知的財産（特許権，実用新案権，意匠権，商標権，著作権，不正競争防止法等）に関する事件の報酬は，依頼者との協議により，この報酬基準とは異なる基準を定めることができる。

第3 刑事事件

1 着手金

刑事事件の内容		着手金
事案簡明な事件	起訴前	20万円～50万円
	起訴後	20万円～50万円
それ以外の事件		50万円以上

2 報酬金

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	20万円～50万円
		求略式命令	上記を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	20万円～50万円
		求刑よりも刑が軽減された場合	上記を超えない額
それ以外の事件	起訴前	不起訴	50万円以上
		求略式命令	50万円以上
	起訴後	無罪	60万円以上
		刑の執行猶予	50万円以上
		求刑よりも刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額

3 少年事件

(1) 着手金

少年事件の内容	着手金
家裁送致前・送致後	それぞれ 20万円～50万円
抗告・再抗告・保護処分取消	それぞれ 20万円～40万円

※ 家裁送致前に受任した少年事件は、家裁に送致されても同一事件とみなします。

(2) 報酬金

少年事件の内容	報酬金
非行事実なしの審判不開始・不処分	50万円～
その他	20万円～50万円

4 その他

事件の個数は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けます。